

審査基準及び標準処理期間の設定

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	許認可等の種類	処分権者 (担当課)
1	水道法	第16条の2 第1項	給水装置工事事業者の指定	青森市公営企業 管理者企業局長 (施設課)
審査基準				
<p>(給水装置工事)</p> <p>第十六条の二 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができることと認められる者の指定をすることができる。</p>				
<p>下記に示す指定の基準がすべて満たされ指定の申請をすれば、指定給水装置工事事業者となることができます。 ※ただし、指定手数料として「15、000円」が必要となります</p>				
<p>(指定の基準)</p> <p>第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>一 事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの</p>				
標準処理期間				
経由機関での期間		処理機関での期間		計
		うち協議機関での期間		
日		14日		14日